

令和6年 第7回

川西市教育委員会（定例会）議事録

川 西 市 教 育 委 員 会

○ 会議日程・付議事件	1
○ 出席者	2
○ 説明のため出席を求めた者	3
○ 議事録作成者	3
○ 審議結果	4
○ 会議の顛末（速記録）	5 ～ 21

○ 会議日程・付議事件

会議日時 令和6年3月21日（木） 午後2時0分

場 所 川西市役所 4階 庁議室

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備 考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		教育委員の活動について	
4	報告第3号	専決報告について(川西市教育委員会職員服務規程の一部を改正する規定の制定について)	
5	議案第8号	行政組織の再編整備に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について	
6	議案第9号	川西市立幼稚園規則および川西教育委員会行員規則の一部を改正する規則の制定について	
7	議案第10号	川西市立幼稚園規則および川西市立小学校・中学校および特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について	
8	議案第11号	川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則の制定について	
9	議案第12号	川西市教育委員会公告式規則および川西市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について	
10	議案第13号	教育委員会権限事務の補助執行に関する規定および市長の補助職員の教育委員会権限事務の専決に関する規定の一部を改正する規定の制定について	
11	議案第14号	川西市立学校の在り方審議会規則の制定について	
12	議案第15号	川西市立小学校・中学校および特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について	

○ 出席者

教 育 長 石 田 剛

委 員 坂 本 かおり
(教育長職務代理者)

委 員 佐々木 歌織

委 員 倉 見 昇一

○ 説明のため出席を求めた者

教 育 推 進 部 長	中西 哲
教 育 推 進 部 理 事	福本 靖
教 育 推 進 部 副 部 長	岩脇 茂樹
教 育 推 進 部 副 部 長	上西 浩之
(教育保育職員・入園所相談担当)	
兼教育保育職員課長(県費教職員担当)	
教育推進部副部長(教育保育担当)	下内 卓夫
教 育 総 務 課	樋口 大造
教 育 政 策 課 長	的場 秀樹
教 育 保 育 職 員 課 長	増田 善則
入 園 所 相 談 課 長	橋川 貴夫

○ 議事録作成者

教 育 総 務 課 主 査	金森 隆介
---------------	-------

○ 議案等審議結果

議案 番号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果
報告 3	専決報告について（川西市教育委員会職員服務規程の一部を改正する規定の制定について）	6. 2. 21	6. 2. 21	承 認
議案 8	行政組織の再編整備に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について	6. 2. 21	6. 2. 21	可 決
議案 9	川西市立幼稚園規則および川西教育委員会行員規則の一部を改正する規則の制定について	6. 2. 21	6. 2. 21	可 決
議案 10	川西市立幼稚園規則および川西市立小学校・中学校および特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について	6. 2. 21	6. 2. 21	可 決
議案 11	川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則の制定について	6. 2. 21	6. 2. 21	可 決
議案 12	川西市教育委員会公告式規則および川西市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について	6. 2. 21	6. 2. 21	可 決
議案 13	教育委員会権限事務の補助執行に関する規定および市長の補助職員の教育委員会権限事務の専決に関する規定の一部を改正する規定の制定について	6. 2. 21	6. 2. 21	可 決
議案 14	川西市立学校の在り方審議会規則の制定について	6. 2. 21	6. 2. 21	可 決
議案 15	川西市立小学校・中学校および特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について	6. 2. 21	6. 2. 21	可 決

[開会 午後2時00分]

- 石田教育長 ただ今より、令和6年第7回川西市教育委員会（定例会）を開会いたします。
- まず初めに、本日の出席者をご報告いたします。本日は治部教育委員が欠席でございます。
- なお、倉見委員につきましては、オンラインでの出席でございます。倉見委員、入室確認をお願いします。
- 倉見委員 はい。入室しております。よろしくお願いいたします。
- 石田教育長 はい。よろしくお願いいたします。映像および音声により、委員本人であること、また、相互間での映像および音声の送受信が適正に行われることを確認できました。
- なお、事務局職員の出欠につきましては、事務局から報告をお願いします。
- 教育総務課長（樋口） 本日の事務局職員の出欠についてご報告申し上げます。本日は、教育保育課西山課長が欠席でございます。
- どうぞよろしくお願いいたします。
- 石田教育長 次に、本日の「議事日程」につきましては、配布しております議事日程表のとおりであります。
- これより日程に入ります。日程第1「議事録署名委員の選任」を行います。教育長において、坂本委員、佐々木委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
- では、次に、日程第2「前回議事録の承認」でございますが、事務局において調整し、第3回臨時会、第4回定例会、第5回臨時会の議事録の写しをお手元に配布しております。
- 事務局から説明をお願いいたします。
- 教育総務課長（樋口） それでは、第3回臨時会につきまして、ご説明申し上げます。まず、第3回臨時会の議事録につきましては、1ページに会議日程付議事件、2ページに出席者を、3ページに説明のため出席を求めた者、4ページに議案等審議結果を、議事録につきましては5ページからでございます。会議次第に基づきご審議いただきました経過等につきまして、調整させていただいております。

また、第4回定例会、第5回臨時会につきましても、同様に調整させていただいております。

最後に、署名委員の署名ということで、第3回臨時会を佐々木委員、坂本委員。第4回定例会を坂本委員、治部委員。第5回臨時会を治部委員、佐々木委員よりご署名を頂戴しております。

以上でございます。

石田教育長

説明は終わりました。ただ今の説明について、質疑はございませんか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。第3回臨時会、第4回定例会、第5回臨時会の議事録につきまして、これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

ご異議なしと認めます。よって、議事録につきましては承認されました。では次に、日程第3「教育委員の活動について」であります。事務局から報告をお願いいたします。

教育推進部長
(中西)

それでは、2月分の教育委員の皆さまの活動についてご報告いたします。まず、坂本委員、治部委員におかれましては、教育のミライ講演会に出席いただきました。

次に、坂本委員におかれましては、調布市立第七中学校はしうち教室を視察いただくとともに、兵庫県教育委員会連合会第2回常任理事会や、PTA連合会との懇談会にも出席いただきました。

次に、佐々木委員におかれましては、川西中学校で行われた、子どもの人権学習に出席いただきました。

次に、倉見委員におかれましては、令和6年度、7年度、川西の教育アクションプラン実践事業、学びの深化実践指定における新規実践指定校園所および研究グループの選定審査会に出席いただきました。

主なものではございますが、ご報告させていただきます。

石田教育長

ただ今の報告について、ご質問はございませんか。

それでは、坂本委員、何かトピックがあればよろしくお願いします。

坂本委員

坂本です。私のほうは、久しぶりにPTA連合会との懇談会に出席させ

ていただきました。なかなかP T A連合会との懇談会っていうのが、コロナの関係で実現してなくて、お互いのやっていることが少し見えにくくなったりして、うまく回ってるのかなお互い、みたいなところを感じてたりとかしてたので、膝を突き合わせてお話する機会があったのがすごく良かったなと思います。

私、その後、グループワークみたいな感じでいろんなブースに分かれて、保護者の方と役所の方と交ぜてお話をするっていうグループワークの中で、私は給食のことについてのグループに入ってお話させてもらいました。

その中でやっぱり、給食を作ってくださってる栄養士の方の、すごく思いを込めて作っておられることを給食課の方がお話されているのと、保護者からしては、やっぱり保護者も生徒側も、メニュー作りに関わりたいたいなみたいなお話があったりなので、お互い思っていることがちゃんと伝わって、保護者の側も、栄養士さんたちがこんな思いを持って作ってはるっていうのがなかなか届いてないんですよみたいなことも言ってはったので、やっぱりお互い発信することも大事だし、話し合うことも大事だなと思って、改めて思いました。

以上です。

石田教育長

はい。ありがとうございました。冒頭ありましたように、コロナ禍でP T A連合会との定期的な懇談が持てないという事情もありましたので、来年度、次期会長とお話して、定期的に協議の場を持つということでお話をさせていただきますので、またよろしくお願いします。

佐々木委員、何かありますでしょうか。

佐々木委員

はい。川西中学校で、子どもの人権学習2回目をやってまいりました。体育館で、その学年全員に対してのものだったので、近いところでの反応っていうのはなかなか肌では感じにくかったんですけども、1回目終わった後に頂いていたアンケートから、私も学ぶところが今回たくさんありました。

子供の人権、未成年といいましても、等しく人間なので、人権あるのは当たり前なんですけれども、自分がそういう人権の享有主体であるっていうことがよく分かっていなかったっていうようなアンケートの回答もあったりしまして、それを授業で学ぶことなのか、そもそも当たり前のこととして家で教わって育ってくることなのかっていうのも、自分の中で今、答えがないんですけれども、知らないんであれば、何らかの機会機会でこちらで設けてあげないといけないなっていうのもありました。

さらには、未成年者の意識が高まったとしても、大人がそれを認識していなければ全く意味のないものですので、子どもの人権学習にもやっぱり、保護者ですとか先生ですとかも、子どもの人権学習を大人が学ぶという意味で参加すべきものかなという課題を一つ得ました。

以上です。

石田教育長

はい。ありがとうございました。今年度、急きょという形で、佐々木教育委員と、それからオンブズパーソンの方々と、市内の中学2年生を対象に子供の人権を学ぶ時間を使って講義、演習等をしていただきまして、ありがとうございました。ちょっと日程的に厳しかったの、申し訳なかったのと、それに伴って、場所とかで大きな集団での授業になってしまいました。でも、取っ掛かりとしてということですので、来年度、校長会議で話していますのは、必ずどの学年においても子供の人権を学ぶカリキュラムといえますか、教育課程を編成していただくということはもうお願いしていますし、定期的に子供たちにアンケートを取って、子供たちと意見、交流する場を、校長先生＝より下＝、学校の教職員と、もしくは、必要であれば教育委員会とそういう話し合いをできる機会を持ちたいと思いますので、またその節はよろしくお願いいたします。本当にありがとうございました。

倉見委員、報告や何かありますでしょうか。

倉見委員

はい。研究指定校の審査をさせていただきました。先ほど私の名前が出ていましたけれど、坂本委員も確か一緒に審査員をされていたかなというように思います。ところで審査結果はまだ出ていないのでしょうか。

石田教育長

結果は出ています。2校選定されています。一つが、中学校の社会科部会の研究が一つと、もう一つは、緑台小学校の研究。1校にする予定でしたんですけど、非常にいい形で、審査も非常に接近していたので、2校という形で進めています。

すいません、報告が遅くなりました。

倉見委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

以上です。

石田教育長

はい。今の倉見教育委員のお話されている、坂本教育委員も参加されたということですけど、非常に私も、全部ではないんですけど、発表の様子

を垣間見させていただいて、非常に良かったなというふうに思っています。

内容が非常に良かった、小学校2校、中学校の社会科部会、それから保育所。保育所が手を挙げてくれたのも非常に良かったなというふうに思っています。

それと、もう一つ良かったのが、現場の職員が発表に携わっておられて、基本的にボトムアップの意味合いも非常に良かったかなというふうに思っています。できればこの形を続けていければと思います。審査ありがとうございました。結果の内容の詳細についてはまたお送りさせていただきます。申し訳ございませんでした。

私のほうですけども、今年度末になって、学校園所からさまざまな情報を得て、いろんな取り組みをしている現場にお邪魔させていただきました。多田東小学校、明峰小学校、それから明峰中学校、東谷小学校、加茂小学校等を行かせていただきました。基本的には自由進度学習であるとか、海外の小学校とオンラインで英語でしゃべるっていうのも聞かせてもらいました。それから、ICTを使ったデジタルシティズンシップについても取り組みをしています。あまり見られないんですけど、その様子については、教育委員会トピックスに記載していますので、またお時間許すようであれば見ていただいたらと思います。そこのトピックスにも書かせていただいたんですけど、現場でそういうふうに取り組みを進めようとする動きがちよっと感じられるようになったので、できるだけそこにスポットを当ててみんなで共有していきたいなというふうに思います。

実は、3月の校園所長会でも取り組みを推進したところ、多田東小学校、明峰中学校、それから中央保育所の取り組みについて交流をしました。これも現場の職員も参加して発表していただくなど、非常に内容の濃いものであったかなというふうに思います。一斉授業を別に否定するわけではないですけど、中身を、質の向上のためにはそれ以外の授業の在り方も検討していくべきじゃないかということで、いろいろチャレンジしている教職員の動きについて、意を新たにしたところでございます。それでは、教育委員の活動については以上といたします。

次に、日程第4、報告第3号、専決報告について（川西市教育委員会職員服務規程の一部を改正する規定の制定について）であります。

事務局から説明をお願いします。

教育保育職員
課長（増田）

それでは、報告第3号、専決報告について（川西市教育委員会職員服務規程の一部を改正する規定について）ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の3ページをお開き願います。本案は、川西市

教育委員会職員服務規程の一部を改正する規定の制定について、教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により専決処理したもので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

規定改正理由は、令和6年2月26日の庶務事務システムの更新により、庶務事務システムを使用している職員について、本システムで各種申請届け出を行う運用となったことに伴い、規定を改正する必要があるため、本案を提出するものでございます。また、この改正に併せ、一部文言を修正するものでございます。改正案の内容につきましては、新旧対照表を基にご説明いたします。

議案書の6ページをお開きください。第12条第1項、ただし書きおよび第13条中「届け出でなければ」を「届け出なければ」に改めます。

次に、第15条では、職員の住所、氏名等の異動届について定めています。第15条中「速やかに」の次に「システムに必要事項を入力し、届け出なければならない。ただし、システムにより難しい場合は」を加え「届け出でなければ」を「届け出なければ」に改めます。

また、第16条第2項中「届け出でなければ」を「届け出なければ」に改めます。

最後に、附則において、この規定は令和6年2月26日から施行することとしております。

説明は以上です。よろしくご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

石田教育長

はい。説明は終わりました。これについては、協議会でもお話をさせていただいたとおり、事務改善ということで進めている、その一環としてシステムを変えていくということですが、何か質問、ご意見ありますか。よろしいですか。

それではお諮りいたします。報告第3号につきましては、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

はい。異議なしと認めます。よって、報告第3号につきましては承認されました。

では、日程第5、議案第8号「行政組織の再編整備に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」であります。

事務局から説明をお願いします。

教育総務課長
(樋口)

それでは、議案第8号「行政組織の再編整備に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」 ご説明いたします。

議案書7ページをお開き願います。本案は、行政組織の再編整備に伴う関係規則の整備に関する規則を別紙のとおり制定するについて、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。

提案理由は、行政組織の再編整備に伴い、関係規則の整備に関し必要な事項を定める必要があるため、改正しようとするもので、全部で4つの規則になります。改正案の内容につきまして、新旧対照表を基にご説明いたします。

まず、議案書11ページをお開きください。教育長に対する事務委任規則の改正でございます。令和5年度に行政組織の再編整備に伴い、図書館および公民館を市長部局へ移管しましたが、敷地の選定および変更の決定につきましても、令和6年4月1日から市長部局へ移管するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案書12ページをお開きください。川西市教育委員会事務処理規則の改正でございます。新たにインクルーシブ推進課を設置するに当たり、組織再編後の各課における主な個別専決事項について改正を行っております。教育保育課が担っていた特別支援教育の推進に関することにつきまして、新たにインクルーシブ推進課を設け、個別専決事項を規定しております。

次に、議案書15ページをお開きください。川西市教育委員会事務局事務文書規則の改正でございます。先ほどご説明しましたとおり、新たにインクルーシブ推進課を設けて、教育保育課が担っていた特別支援教育の推進に関すること、特別な支援を必要とする子供に関する事務を分掌するため、所要の改正を行っております。

次に、議案書18ページをお開きください。川西市教育支援委員会規則の改正でございます。委員会の庶務につきましては、第10条中「教育推進部教育保育課」を「教育推進部インクルーシブ推進課」に改正するものでございます。なお、これらの規則は、令和6年4月1日から施行しようとするものでございます。

本議案の説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

石田教育長

説明は終わりました。これについても、協議会でお話させていただきまして、その狙いとかも含めて、今、担当課が説明したような内容になって

います。質疑、ご意見はございませんか。よろしいですか。

それではお諮りいたします。議案第8号につきまして、これを可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

石田教育長

はい。異議なしと認めます。よって、議案第8号につきましては可決されました。

次に、日程第6、議案第9号「川西市立幼稚園規則および川西教育委員会行員規則の一部を改正する規則の制定について」であります。

事務局から説明をお願いします。

教育総務課長
(樋口)

それでは、議案第9号「川西市立幼稚園規則および川西教育委員会行員規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

議案書19ページをお開き願います。本案は、川西市立幼稚園規則および川西市教育委員会行員規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するについて、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により、議決を求めるものでございます。

提案理由は、川西市立清和台幼稚園の廃止に伴い、関係規則を改正する必要があるため、改正しようとするものは2つの規則になります。改正案の内容につきましては、新旧対照表を基にご説明いたします。

まず、議案書21ページをお開きください。川西市立幼稚園規則の改正でございます。第2表の表中「川西市立清和台幼稚園」の項を削ること。また、別表「多田幼稚園」の項中「清和台幼稚園区」を「多田院字滝ヶ原・駒塚・井戸ヶ上」に改めるとともに、同表「清和台幼稚園」の項を削る改正を行ったおります。

次に、議案書22ページをお開きください。川西市教育委員会行員規則の改正でございます。別表中「清和台幼稚園の行員」につきまして、項目を削除しようとするものでございます。なお、これらの規則は、令和6年4月1日から施行しようとするものでございます。

本議案の説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

石田教育長

説明は終わりました。何か質疑、ご意見等はございませんか。よろしいですか。

当該幼稚園長のほうからも、私のほうに報告がありまして、卒園式を無

事に終えることができましたということで報告は聞いています。今度の日曜日ですかね。その幼稚園のほうの内覧会といいますか、お別れの内覧みたいのを開かれるということですので、また機会があれば顔を出していただければというふうに思います。

それではお諮りいたします。議案第9号につきまして、これを可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

はい。異議なしと認めます。よって、議案第9号につきましては可決されました。

次に、日程第7、議案第10号「川西市立幼稚園規則および川西市立小学校・中学校および特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」であります。

事務局から説明をお願いします。

教育推進部副
部長（教育保
育担当）
（下内）

それでは、議案第10号「川西市立幼稚園規則および川西市立小学校・中学校および特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の23ページをお開き願います。本案は、川西市立幼稚園規則および川西市立小学校・中学校および特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するについて、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。

提案理由は、学校評議員制度の廃止に伴い、規則の一部を改正する必要があるためでございます。改正案の内容につきましては24ページからでございますが、新旧対照表でご説明いたします。

議案書の25ページをお開きください。学校評議員制度につきましては、令和6年度より学校運営協議会の実施校園を、川西市立小学校・中学校・特別支援学校・幼稚園およびこども園全30校園へと拡充することに伴い、廃止となったためでございます。規則の施行日は令和6年4月1日からとしております。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

石田教育長

説明は終わりました。学校評議員制度の廃止ということで、5年ぐらひかかりましたけども、これで学校運営協議会が全校園で実施されるという

ことです。来年度、全校実施するに当たって、今まで積み重ねてきた先行地の知見を生かしながら進めていきたいというふうに考えております。

非常に運営協議会自体が機能的に動いている学校園の動きを中心に、また知見を広めたらと思いますので、よろしくお願いします。質疑、ご意見よろしいでしょうか。

それではお諮りいたします。議案第10号につきまして、これを可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

はい。異議なしと認めます。よって、議案第10号につきましては可決されました。

次に、日程第8、議案第11号「川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則の制定について」であります。

事務局から説明をお願いします。

教育推進部副
部長（教育保
育担当）
（下内）

それでは、議案第11号「川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の28ページをお開き願います。本案は、川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するについて、川西市教育委員会事務処理規則第10第1号の規定により議決を求めるものでございます。

提案理由は、学校評議員制度の廃止に伴い、規則の一部を改正する必要があるためでございます。改正案の内容につきましては29ページからでございますが、新旧対照表でご説明いたします。

議案書の30ページをお開きください。学校評議員制度につきましては、令和6年度より、学校運営協議会の実施校園を、川西市立小学校・中学校・特別支援学校・幼稚園およびこども園全30校園へと拡充することに伴い廃止となったためでございます。規則の施行日は、令和6年4月1日からとしております。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

石田教育長

説明は終わりました。これも先ほどの理由と同じですので、質疑、ご意見ございませんか。

それではお諮りいたします。議案第11号につきまして、これを可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

はい。異議なしと認めます。よって、議案第11号につきましては可決されました。

次に、日程第9、議案第12号「川西市教育委員会公告式規則および川西市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」であります。

事務局から説明をお願いします。

教育総務課長
(樋口)

それでは、議案第12号「川西市教育委員会公告式規則および川西市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

議案書32ページをお開き願います。本案は、川西市教育委員会公告式規則および川西市教育委員会会議規則を別紙のとおり制定するについて、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。

提案理由は、規則等の公布の方法の見直しを行うため、規則の一部を改正する必要があるため、改正しようとするものは2つの規則になります。改正案の内容につきまして、新旧対照表を基にご説明いたします。

議案書33ページをお開きください。川西市教育委員会公告式規則の改正でございます、第2条第2項において、教育委員会規則を公布する際は、現在、教育委員会の印を押し、教育長が署名するものとしておりますが、教育長名を記入する方法に改正しようとするものでございます。

次に、第2条第3項において、教育委員会規則の公布は、現在、市役所および各出張所の掲示板に掲示することとしておりますが、公布方法を市ホームページの掲示板に掲示すること、また、市ホームページを利用できない市民を想定し、市役所または各出張所の掲示板に掲示して行うことができるよう改正しようとするものでございます。

次に、議案書35ページをお開きください。川西市教育委員会会議規則の改正でございます。先ほどご説明いたしました教育委員会規則の公布と同様に、教育委員会の会議の告知方法につきましても、現在、市役所および各出張所の掲示板に掲示することとしておりますが、告知方法を、市ホームページの掲示板に掲示すること、また、市ホームページを利用できない市民を想定し、市役所または各出張所の掲示板に掲示して行うことができるよう改正しようとするものでございます。

なお、これらの規則は、令和6年4月1日から施行しようとするもので

ございます。

本議案の説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

石田教育長

はい。説明は終わりました。これについて、何か質疑、ご意見等はありませんか。今、担当課のほうの説明で十分分かるかなというふうに思います。よろしいですか。

それではお諮りいたします。議案第１２号につきまして、これを可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

石田教育長

はい。異議なしと認めます。よって、議案第１２号につきましては可決されました。

次に、日程第１０、議案第１３号「教育委員会権限事務の補助執行に関する規定および市長の補助職員の教育委員会権限事務の専決に関する規定の一部を改正する規定の制定について」であります。

事務局から説明をお願いします。

教育総務課長
（樋口）

それでは、議案第１３号「教育委員会権限事務の補助執行に関する規定および市長の補助職員の教育委員会権限事務の専決に関する規定の一部を改正する規定の制定について」ご説明いたします。

議案書３６ページをお開き願います。本案は、教育委員会権限事務の補助執行に関する規定および市長の補助職員の教育委員会権限事務の専決に関する規定を別紙のとおり制定するについて、川西市教育委員会事務処理規則第１０第１号の規定より議決を求めるものでございます。

提案理由は、セオリアの事務移管に伴い、規定の一部を改正する必要があるため、改正しようとするものは２つの規定でございます。改正案の内容につきまして、新旧対照表を基にご説明いたします。

議案書３８ページをお開きください。教育委員会権限事務の補助執行に関する規定の改正でございます。セオリアにつきまして、市長部局から教育委員会へ事務移管されることに伴い、現在、セオリアを含めて、市長の補助職員に補助執行させておりますので、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案書３９ページをお開きください。市長の補助職員の教育委員会権限事務の専決に関する規定の改正でございます。先ほどご説明しまし

た、セオリアが教育委員会へ事務移管されることに伴い、市長に補助執行させる事務について、別表第9項中「学校の次に」および「他部課」を加える改正を行うものでございます。なお、これらの規定は、令和6年4月1日から施行しようとするものでございます。

本議案の説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

石田教育長

はい。説明は終わりました。セオリアの教育委員会の事務移管ということで、昨年度も検討してきたところだったんですけども、サポートルームの充実等を鑑みると、やはり学校ということの関係性が深いということで、セオリアを教育委員会の中に位置付けるということで移管する。それに伴った規定の一部を改正するということです。何か質問、ご意見ございますか。よろしいですか。

倉見委員

石田教育長、すいません。

セオリアを教育委員会の所掌に戻すことに異議はありませんが、この規定によって、「学校および他部課が実施するものを」とした時に、結局残っている補助執行って何があるんでしょうか。

教育推進部長
(中西)

今、こども未来部のほうで不登校対応、学校、義務教育を卒業した後の対応も含めて、不登校対応をこども未来部のほうで所管しておりますので、それとセオリアを少し切り離すという意味で、学校および他部課が実施するものを除くという表現になっております。

倉見委員

規定上どうなのか分かりませんが、「他部課」といったら、他の部と課がやってること全部っていうように思えますけど、そういうことじゃないのでしょうか。

石田教育長

これは、想定してるのは、こども未来部の……。

教育推進部長
(中西)

少し繰り返しになるところはあるんですけど、セオリア以外の不登校対応、これを令和6年度におきましても、こども未来部の、こども若者相談センターが担っていきますので、要は、市長部局が実施する、市長部局のこども未来部、こども若者相談センターが実施する不登校対応については、学校であったり、教育推進部、教育保育課が所管する事務を除いた不登校対応っていう意味でございます。

石田教育長	倉見委員、分かりますか。
倉見委員	おっしゃってる意味は分かりますけど、この規定上の書き方ってこれでもいいのかどうか、もう一度、法令を審査するような部署が多分どこかあると思うので確認されたらいかがでしょうか。この「他部」っていうのは、教育委員会には教育推進部しか今ないので、市長部局の部を指すのか、それとも教育委員会内の他部、今、他部はないですけど、そういうことなんでしょうか。規定上の書きぶりの話なので、あまりこだわりません。
教育総務課長 (樋口)	規定上の文言上の書き方といいますか、そういったことなんですけれども、大前提として、不登校、長期欠席の生徒への対応に関することは、市長部局も教育委員会もしてるということで、それぞれが持ってるところがありますので、その部分をそれぞれで除くといいますか、教育委員会が持っているものを市長部局からしたら他部課が＝してるものを＝除く。教育委員会は、市長部局がしてるものを除くというような表現で、お互いこういうような表現になるということでございます。 以上でございます。
石田教育長	文言の指摘については再度、法令等で確認はさせていただこうかなというふうに思っていますが、ニュアンスとしては、市長部局から見た他部課っていう意味なので、教育委員会内の課ということなんですか。市長部局の他部課っていうことですか。
教育総務課長 (樋口)	表現の方法なんですけれども、今言われてた、市長部局のこども未来部の担当課がすることと、教育委員会の教育保育課がすることが不登校、長期欠席の生徒への対応に関することが両方ともにあると。その中であっても、それぞれ同じことするんだけれども、市長部局のが担当するものと、教育委員会が担当するものが両方ありますので、それぞれの重複してるものを除くということで、表現的にはこういう、相互の市長の規定についてもうこうなりますし、教育委員会の規定についてもこのような表現になるということでございます。 以上でございます。
石田教育長	ちょっと、法令用語なので難しいところがありますので、もうちょっと、次回分かりやすく協議会や懇談会でお話させていただこうかなと思います。内容についてはよろしいでしょうか。

倉見委員	はい。結構です。
石田教育長	はい。ありがとうございます。それではお諮りいたします。議案第13号につきまして、これを可決することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
石田教育長	はい。異議なしと認めます。議案第13号につきましては可決されました。 次に、日程第11、議案第14号「川西市立学校の在り方審議会規則の制定について」であります。 事務局から説明をお願いします。
教育政策課長 (的場)	それでは、議案第14号「川西市立学校の在り方審議会規則の制定について」ご説明いたします。 本案は、川西市立学校の在り方審議会規則を別紙のとおり制定するについて、川西市教育委員会事務処理規則第10第5項の規定により議決を求めるものであります。 提案理由といたしましては、全ての子供たちの学びを保障し、質の高い教育を実現するためには、学びにふさわしい学校の在り方を検討する必要があることから、今後の市全体の学級規模、学校規模等を協議する審議会を設置するために制定するものです。 本審議会では、川西市教育委員会の諮問に応じ、川西市立小学校・中学校および特別支援学校に関することなどを調査・審議していただきます。委員につきましては、学識経験者、学校教育または幼児教育保育の専門的な知識を有する者、学校に在籍する児童・生徒の保護者、学校長等に教育委員会が委嘱することとします。なお、この規則は、公布の日から施行しようとするものであります。 説明は以上です。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。
石田教育長	はい。説明は終わりました。従前からの大きな課題である、学校の児童・生徒が急激に減っているという状況を踏まえて、先ほど担当課が言いましたけれども、子供たちの学びを保障するためにどんな学校の在り方がいいのかということを検討していただくということです。 個々の地域ごとのことではなくて、川西市全体を見た中での大きな方向性について、諮問したり答申いただいたりしたいと思います。また、一つ

のあれで、それぞれの地域の状況もありますので、具体的なことについては、その答申を受けて地域と協議しながら進めていく形になるかなというふうに思っていますが、そういう形の大きな方向性について審議する審議会ということです。何かご質問ありますか。よろしいですか。

それではお諮りいたします。議案第14号につきまして、これを可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

はい。異議なしと認めます。よって、議案第14号につきましては可決されました。

次に、日程第12、議案第15号「川西市立小学校・中学校および特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」であります。

事務局から説明をお願いします。

教育推進部副
部長（教育保
育担当）
（下内）

それでは、議案第15号「川西市立小学校・中学校および特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の43ページをお開き願います。本案は、川西市立小学校・中学校および特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するについて、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。

提案理由は、夏季休業日の取り扱いを変更するに当たり、規則の一部を改正する必要があるためでございます。平成30年度より、夏季休業期間の短縮を施行実施して年間授業日数を3日間増やし、弾力的な教育課程の編成や、新たな教育課題への対応など、児童・生徒の学力の充実に向けた取り組みや、豊かな学びのある教育活動の推進に向けた検証を進めております。

01:15:00

令和6年度も3日間授業日数を増やすため、本改正を行うものです。改正案の内容につきましては44ページでございますが、新旧対照表でご説明いたします。

議案書の45ページをお開きください。第3条第1項の休業日において、第5号の夏季休業日を、7月21日から8月27日までに改めます。規則の施行日は、令和6年4月1日からとしております。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

石田教育長

はい。説明は終わりました。今までこういう形で夏季休業を、日数確保のために削ってきたわけですが、今、同時に、教育政策課が中心になって、長期休業の在り方で意見交換会を開いております。さまざまな意見を頂いて、長期休業は一体どうなのか、春休み、冬休みどうなのか、秋休みの考え方はどうなのか。もっと言うと、週時程どうなのかという大きな枠組みで、今、意見交換をさせていただいているところです。それが、結論が出るまでこのやり方続けていくんですけど、もう令和7年度には施行実施したいというふうに思っていますので、その間の、来年度の事柄について提案があったということです。何かご質問ございますか。よろしいですか。

それではお諮りいたします。議案第15号につきまして、これを可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

はい。よろしいですか。ご異議なしと認めます。よって、議案第15号につきましては可決されました。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。次回の定例教育委員会は、4月18日木曜日、午後2時から庁議室において開会の予定です。

これをもちまして、令和6年第7回川西市教育委員会(定例会)を閉会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

[閉会 午後2時47分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

令和6年4月18日

署名委員 坂本 かおり

佐々木 歌織